職

医療費控除証明書」 控除対象者認定書. 確定申告用「障害者 「おむつに係る費用の

|障害者控除対象者認定書

は「障害者控除対象者認定書」 護認定者のうち65歳以上の方 害者控除を受けることができ が交付され、確定申告時に障 る者として認定をされた方に で、申請により障害者に準ず 介護保険法に規定する要介

する方です。 方は、次の全ての項目に該当 認定を受けることができる

- ・要介護認定者で65歳以上の
- 認知症または身体の障害に 護を必要とする方 疎通の困難さが見られ、介 すような症状・行動や意思 より日常生活に支障を来た
- 身体障害者手帳・療育手帳 書を所持していない方 精神障害者保健福祉手帳 戦傷病者手帳・原爆症認定

一おむつに係る費用の医療費

医療費控除を受けるのが2年 目以降で要介護(要支援)の認 確定申告時に、 おむつ代の

> 当する方です。 発行する「おむつ使用証明書」 す。証明を受けることができ を無料で受けることができま る方は、次の全ての項目に該 の医療費控除証明書」の交付 に代わる「おむつに係る費用 定を受けている方は、医師が

- ے عے けるのが2年目以降である おむつ代の医療費控除を受
- ていること。 介護(要支援)の認定を受け 市の介護保険被保険者で要
- 寝たきり状態等にあること。
- であること。 治療上おむつの使用が必要

りますので、手続きはお早め を確認します。 お電話ください。該当するか 齢福祉課介護保険グループへ なお、交付には数日間かか 交付を希望される方は、高

|申し込み・問い合わせ先

にお願いします。

高齢福祉課



お知らせ 国民健康保険からの

れる方へ ■柔道整復師の施術を受けら

ど、原因がはっきりとしてい 挫傷(肉ばなれ等)、骨折・脱 に限定されています。 施術は医師の同意が必要)な 臼の応急手当(応急手当後の 生活の中での打撲、 整復師が行う施術の内、 施術は整骨院や接骨院で柔道 る外傷性のケガに対する施術 国民健康保険の対象となる ねんざ、 日常

でご注意ください。 康保険の対象となりませんの 次のような場合は、 国民健

- 単なる肩こりや肉体疲労の
- 神経痛、 脳疾患後遺症等の慢性病 などによる凝りや痛み リウマチ、関節炎
- 交通事故が原因の場合
- 業務上の負傷(労災に該当 する場合

ときの注意点 柔道整復師の施術を受ける

- 負傷原因を正しく伝えまし
- な医師の検査や継続して施 ようにしましょう(定期的 病院との重複受診をしない

領収書を必ず受け取りまし

- よう。 をよく確認し、署名しまし

ださい

医療費はみなさまの保険税

定しています。

ださい。 費の適正化につながります。 容等を確認させていただく場 納めていただいた保険税を適 の使える範囲を正しく理解し、 正に使用するために、施術内 適切に受診することが、医療 合がありますので、ご協力く

間い合わせ先



ための受診を除く。 術が必要かどうかの確認の

ついて

農業経営意向調査に

「療養費支給申請書」の内容

農業委員協力員を通して、10

(1,000㎡)以上の農地

農業委員会では今年度から

■医療費の適正化にご協力く

に「農業経営意向調査」を実施 を耕作している農業者を対象

します。配布は12月中旬を予

や自己負担でまかなわれてい

人ひとりが国民健康保険

を調査します。

の農業者要件の算出の基礎資

本調査は農地の権利移動等

また農地利用集積・集約化に

経営状況の現状把握のため、

この調査は、市内農業者の

資する基礎資料作成のために

農業者の年間農業従事日数等

■提出期限

者の方はお手数ですが、ご協 査対象となっている市内農業 料となっておりますので、調

力をお願いします。

務局までお問い合わせくださ ※ご不明な点は農業委員会事 平成29年1月13日金(必着)

問い合わせ先

農業委員会事務局

2016.12